

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

**佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画
（第5次計画）**

令和6年（2024年）3月

佐賀県

目 次

I	基本的考え方	1
1	策定の趣旨	
2	計画の性格と役割	
3	計画期間	
II	目指す姿と計画の体系	2
III	計画の内容	3
目標1	啓発・教育による暴力を許さない社会の実現	
目標2	迅速な通報・相談しやすい体制の確立	
目標3	安全な保護体制の確立	
目標4	被害者の自立に向けた支援体制の確立	
目標5	被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立	
IV	計画の体系（関連施策）	8
V	佐賀県におけるDV被害の現状	21
1	佐賀県配偶者暴力相談支援センター及び市町への相談状況	
2	佐賀県婦人相談所における一時保護の状況	
3	佐賀県警察本部におけるDV事案取扱件数の推移	
資料		
資料1	佐賀県DV総合対策会議設置要綱	26
資料2	佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会設置 要綱	30
資料3	佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）策定 に伴う会議等開催状況	31
資料4	DV等対策におけるこれまでの取組	32

◎令和6年4月1日から、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に名称変更されます。（「Ⅳ 佐賀県におけるDV被害の現状」では、現行の名称（婦人相談所等）を使用）

I 基本的考え方

1 策定の趣旨

DV（配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。その多くが、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、暴力がエスカレートし被害が深刻化しやすいという特性があります。

佐賀県では、DV対策の基本となる「佐賀県DV被害者支援基本計画」を平成18年（2006年）に策定し、現在は、DV対応と児童虐待対応の連携強化などを含む第4次計画のもと、関係機関と連携しながらDV対策に取り組んでいます。

しかしながら、DV被害の潜在化・長期化などの課題に加え、近年、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV等からストーカーや性暴力、傷害、殺人など重篤な事件に発展する事例が後を絶たず、予防教育の強化や相談・支援体制の充実等、その対策は喫緊の課題となっています。

このたび、第4次計画の期間が令和5年度で終了することから、これらの課題や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正、社会情勢の変化を踏まえ、今後必要となるDV対策の方向性を示すため、「第5次計画」を策定します。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画です。
- (2) この計画は、佐賀県男女共同参画基本計画の部門別計画とし、DV対策の方向性と具体の取組を示すものです。
- (3) 計画の推進に当たっては、佐賀県DV総合対策センター及び佐賀県DV総合対策会議において、関係機関間の連携強化を図るとともに、関係機関等に取組を促すなど総合的、効果的に施策を推進していきます。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

※ただし、国の基本方針が改正された場合及び計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

II 目指す姿と計画の体系

目指す姿

DV等のない安全で安心して暮らすことのできる社会

目標	重点施策	主な取組
目標1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現	(1) 啓発の推進 (2) DV予防教育等の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や講演会等による啓発 ・小・中学校、高校、大学、特別支援学校等におけるDV予防教育等の推進 ・大学生等の自発的取組を促す予防教育の検討 ・専門学校（看護、理美容等）の学生への予防教育の推進
目標2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立	(1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実 (2) 相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報等の協力 ・配偶者暴力相談支援センターや関係機関における相談体制の整備・充実 ・性暴力被害者のための相談体制の整備・充実 ・心理的支援の充実 ・災害時の関係機関が連携した相談支援や被災者への周知
目標3 安全な保護体制の確立	(1) 保護・支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中の被害者への支援体制の整備・充実 ・一時保護中の子どもへの学習支援等の充実 ・外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備
目標4 被害者の自立に向けた支援体制の確立	(1) 自立支援体制の整備・充実 (2) 子どもへの支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備 ・他施策との連携・協働における支援体制の整備 ・こどものからだと心への支援の充実
目標5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立	(1) 関係機関、団体等との連携強化 (2) 市町におけるDV対策の整備促進 (3) 加害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化 ・関係機関等における被害者支援の理解と協力の促進 ・関係機関に対する研修等の推進 ・市町の被害者支援マニュアル等の整備・充実 ・住民基本台帳情報取扱部署における情報管理の徹底 ・加害者プログラムについての情報収集・提供

Ⅲ 計画の内容

目標1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現

○現状と課題、施策の方向

令和2年度の内閣府調査によると、DV被害を受けた女性の4割、男性の6割はどこにも相談していないと回答しています。DVの発見、支援のためには、さらなる広報・啓発及び相談窓口の周知が必要であり、とりわけ若年層にも届くようSNS等を活用した広報の充実が求められます。

また、近年、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV等からストーカーや性暴力、傷害、殺人など重篤な事件に発展する事例が後を絶たず、将来の被害者や加害者を作らない取組として、DV予防の教育や啓発等の重要性が増してきています。これまでの予防教育の取組に加え、DVの潜在的被害者と接する機会が多いであろう看護や理美容を学ぶ専門学校生に対し、DVの早期発見や相談・支援につなげてもらうための予防教育に取り組むとともに、DVを自分事として考える機会を提供するための予防教育を検討するなど、予防教育の一層の充実が求められます。

○重点施策

- (1) 啓発の推進
- (2) DV予防教育等の推進・充実

「女性に対する暴力根絶」シンボル
パープルリボン



主な取組

- ・ 広報や講演会等による啓発
- ・ 小・中学校、高校、大学、特別支援学校等におけるDV予防教育等の推進
- ・ 大学生等の自発的取組を促す予防教育の検討
- ・ 専門学校（看護、理美容等）の学生への予防教育の推進

「デートDV防止ハンドブック」



パープルライトアップ



目標2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立

○現状と課題、施策の方向

DV被害の早期発見と支援のためには、相談や保護等を本来の職務とする者のみならず、医療関係者や日常的に子どもと過ごす教職員等様々な立場にある県民が、DV被害に気づき、配偶者暴力相談支援センター等への通報や相談窓口の情報提供を行うといった環境を整えていくことが重要です。

また、近年、交際相手からの暴力やSNSを通して知り合う人からの暴力・性暴力被害の低年齢化が進んでいるほか、男性及びLGBTsのDV被害や性被害等様々な相談支援体制が求められています。

このため、相談対応を行う人材の育成やスキルアップ、専門家との連携等に今後も取り組むとともに、相談から具体的な支援につなげるなどの体制の充実を図っていく必要があります。

加えて、近年、豪雨災害など甚大な災害が頻発しており、災害時の相談支援に係る関係機関の連携や被災者への周知も必要となっています。

○重点施策

- (1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実
- (2) 相談体制の整備・充実

主な取組

- ・医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報等の協力
- ・配偶者暴力相談支援センターや関係機関における相談体制の整備・充実
- ・性暴力被害者のための相談体制の整備・充実
- ・心理的支援の充実
- ・災害時の関係機関が連携した相談支援や被災者への周知

【各種相談窓口】



目標3 安全な保護体制の確立

○現状と課題、施策の方向

女性相談支援センター※による被害者を緊急に保護する一時保護は、被害者の安全の確保のために有効な方法ですが、様々な理由から一時保護施設への入所をためらうケース等もあるため、被害者に合った支援や保護のあり方を検討する必要があります。

加えて、一時保護の際に、被害者が同伴することも対しては、心理的ケアや通学できない期間の学習機会の確保など被害回復・こどもの権利保障の面からの適切な支援も必要です。

また、外国人や高齢者、心身に何らかの障害を抱える人のDV被害には、特別な配慮と支援が必要であり、関係機関との連携を図っていく必要があります。

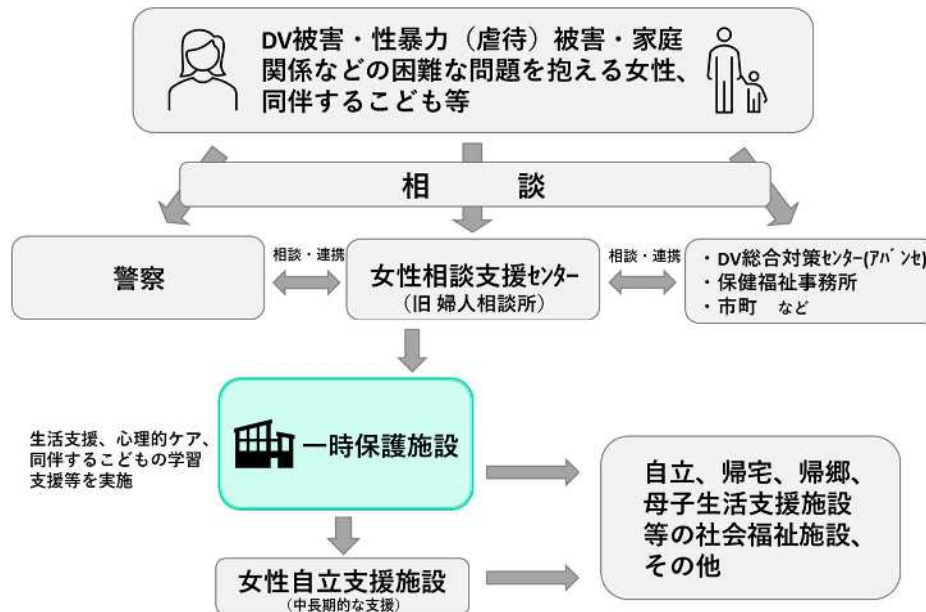
※女性相談支援センターとは
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R6.4.1 施行）に基づき設置。旧婦人相談所

○重点施策

(1) 保護・支援体制の整備・充実

主な取組

- ・一時保護中の被害者への支援体制の整備・充実
- ・一時保護中のこどもへの学習支援等の充実
- ・外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備



目標4 被害者の自立に向けた支援体制の確立

○現状と課題、施策の方向

被害者がDVから逃れて自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、こどもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、課題解決に関わる関係機関は多岐にわたります。DV被害からの回復や生活再建には、長い時間を要し、その時々に応じた息の長い関わりが大切であることから、支援が途切れることがないように、関係機関と、被害者の自立に向けた支援について、情報共有・連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

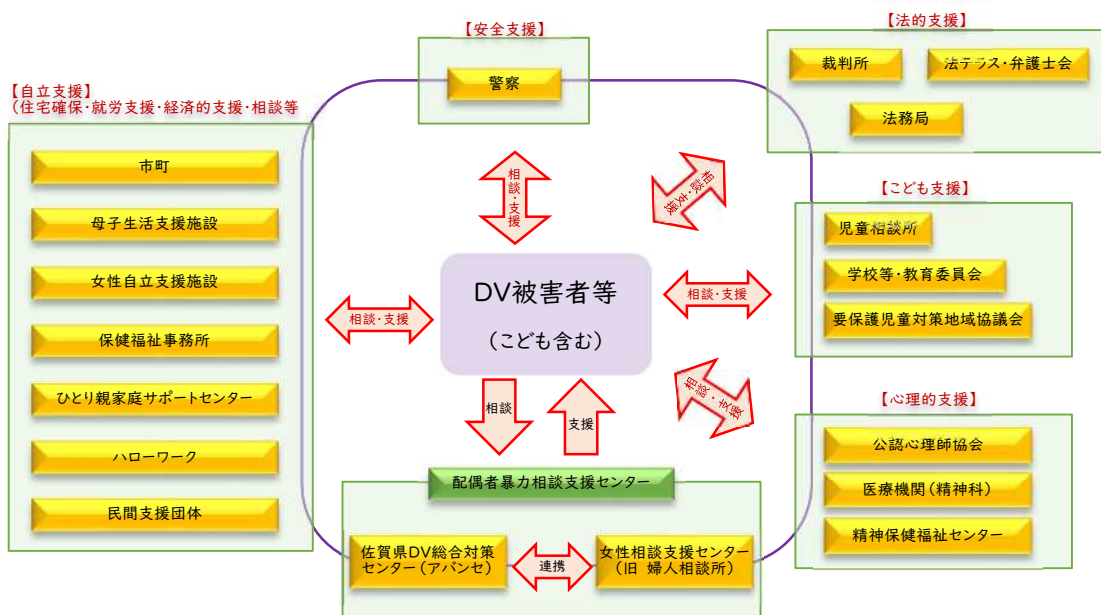
また、DVがこどもに与える影響は広範囲に及びます。こどもたち自身が直接虐待や暴力の被害を受けていることもあれば、DVを目撃して深く傷ついていることもあります。こどものケアには、そのこどもへの影響を考慮した適切な対応が長期にわたって必要です。児童虐待にも関わるため、児童相談所、市町、医療機関、学校、幼稚園、保育所等関係機関における早期発見と支援の充実が必要です。

○重点施策

- (1) 自立支援体制の整備・充実
- (2) こどもへの支援体制の整備・充実

主な取組

- ・切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備
- ・他施策との連携・協働における支援体制の整備
- ・こどものからだ心への支援の充実



目標5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立

○現状と課題、施策の方向

佐賀県DV総合対策会議では、佐賀県におけるDV施策の方針・方策について、関係機関との協議や情報共有を図りながら、被害者支援の取組を進めてきました。今後も、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関がDV被害者支援に係る情報交換や協議を行う体制を整え、連携の強化や支援体制の充実を図る必要があります。

また、市町においては福祉分野を中心とした中長期的な支援を図るとともに、被害者の情報管理を徹底する必要があります。

DV再被害防止のためには、被害者支援だけでなく加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに再発を防ぐための取組も求められることから、国において検討が進められている加害者プログラムについての情報収集・提供に努めます。

○重点施策

- (1) 関係機関、団体等との連携強化
- (2) 市町におけるDV対策の整備促進
- (3) 加害者対応

主な取組

- ・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化
- ・ 関係機関等における被害者支援の理解と協力の促進
- ・ 関係機関に対する研修等の推進
- ・ 市町の被害者支援マニュアル等の整備・充実
- ・ 住民基本台帳情報取扱部署における情報管理の徹底
- ・ 加害者プログラムについての情報収集・提供



DV総合対策会議

IV 計画の体系（関連施策）

目標1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現

重点施策（1） 啓発の推進

◎は、統括関係課・統括関係機関

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
広報や講演会等による啓発	DV総合対策センター事業（広報啓発事業）	県民のDV問題への理解促進・相談窓口周知のため、SNS等を活用した広報やDVの気づきを促すDVチェックリスト等で啓発活動を推進する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
	DV総合対策センター事業（民間団体との協働による啓発・教育活動）	DV被害者支援民間団体と協働して、啓発・教育活動を展開する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）
	人権啓発センター事業	さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パネルやDVDの貸出を行う。	◎人権・同和対策課
	人権週間事業	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、様々な人権課題をテーマにした「ふれあい人権フェスタ」を開催する。	◎人権・同和対策課
	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施する。	◎長寿社会課
	青少年にとってより良い社会の環境づくり事業	青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛・自製の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、暴力を許さない社会の実現のための支援を行う。	◎こども未来課
	DVの被害者支援を含めた犯罪被害者等支援事業（被害者支援事業費（広報啓発））	被害者の心情や立場に配慮した捜査、相談活動を着実に推進するとともに、関係機関・団体等との連携強化を図る。 また、被害者支援に対する県民の幅広い理解と協力を得るための広報啓発活動を推進する。	◎警察本部広報県民課、くらしの安全安心課

重点施策（２）DV予防教育等の推進・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校等におけるDV予防教育の推進	DV総合対策センター事業（DV等暴力予防教育：小学生・中学生対象）	県内小・中学校の児童・生徒を対象に、良好な人間関係の構築や暴力の予防に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、私立中高・専修学校支援室、生徒支援室
	DV総合対策センター事業（DV等暴力予防教育：高校生・大学対象）	県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際関係における暴力（デートDV）を未然に防止するための講話等を実施する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、私立中高・専修学校支援室、生徒支援室
	DV総合対策センター事業（DV等暴力予防教育：特別支援学校対象）	第4次計画において検討し策定した特別支援学校の生徒に対する予防教育プログラムを活用し、実践する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、特別支援教育室
	性に関する指導支援事業	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	◎保健体育課
大学生等の自発的取組を促す予防教育の検討	DV総合対策センター事業（DV等暴力予防教育：大学生の自発的取組）	DVの被害者にも加害者にもなり得る若年層（大学生等）に対し、DVを自分事として考える機会を提供するための予防教育を検討する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）
専門学校（看護、理美容等）の学生への予防教育の推進	DV総合対策センター事業（DV等暴力予防教育：専門学校対象）	DVの潜在的被害者と接する機会が多いであろう看護や理美容等を学ぶ専門学校生に対し、DVの早期発見や相談・支援へとつなげてもらうための予防教育を実施する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、私立中高・専修学校支援室

目標2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立

重点施策（1）DV被害の発見・通報体制の整備・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報等の協力	DV総合対策センター事業（医療関係者による通報等の協力）	医師会や医療関係者等に対し、診察時にDV被害者を発見した場合の県配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」）や警察への通報にかかる努力義務、及び被害者への相談窓口に関する情報提供を依頼する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、女性相談支援センター、医師会、歯科医師会
	DV総合対策センター事業（学校、保育所等での発見、通報等）	学校、保育所等に対し、こどもの面前DVの発見や支援について、学校への予防教育やDV総合対策会議等の機会を通じ、学校等における支援体制の整備を進める。 学校等は、DV被害を発見した場合は、配暴センターや警察への通報、被害者への相談窓口に関する情報提供に努める。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、 ◎こども家庭課、私立中高・専修学校支援室、こども未来課、生徒支援室、女性相談支援センター
	DV総合対策センター事業（介護支援専門員等による通報等の協力）	介護支援専門員や訪問サービス提供者、障害福祉サービス提供者、民生委員、児童委員、母子保健推進員等に対し、DV被害に関する広報啓発を実施するとともに、DV被害者を発見した場合はその意思を尊重しながら、市町の地域包括支援センター、福祉関係部局、配暴センター、警察への通報及び被害者への相談窓口に関する情報提供を依頼する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、女性相談支援センター、市町
	DV総合対策センター事業（県民への周知・啓発）	研修や講演会の実施、広報紙やリーフレット等を活用しながら、DV被害者を発見した場合の配暴センターや警察への通報及び被害者への相談窓口に関する情報提供の重要性について、県民に周知・啓発を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、こども家庭課、女性相談支援センター、市町
通報等への対応	通報時の対応	夜間、休日を問わず、通報に対する体制整備を行う。被害者への危険が切迫している場合や児童虐待事案等にも対応できるよう、警察や児童相談所等との連携を図る。	◎女性相談支援センター、 ◎警察本部人身安全・少年課、 ◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、こども家庭課、児童相談所

重点施策（２） 相談体制の整備・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
配偶者暴力相談支援センターや関係機関における相談体制の整備・充実	DV総合対策センター事業（相談事業）	女性総合相談（女性のための法律相談、女性のためのこころの相談）、男性総合相談、LGBTsに関する相談の体制を整備し、関係機関と連携し適切に対応する。相談体制の充実に向けた相談者アンケートの実施について検討する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター） 公認心理師協会、弁護士会
	女性相談支援センター相談事業	様々な問題を抱える女性の悩みの相談に女性相談支援員が対応する。児童が関連する内容については児童相談所と連携し対応する。	◎女性相談支援センター 児童相談所、こども家庭課
	人権啓発センターさが相談事業	人権啓発センターさがにおいて、DVを含む人権相談体制を整備する。	◎人権・同和対策課
市町、保健福祉事務所、警察における相談体制の整備	市町における相談体制の整備・充実	DV総合対策センターからの市町出張相談の実施や相談員研修等による担当者のスキルアップの継続により、市町の相談体制の整備・充実を図る。また、他市町の住民からの相談にも連携して対応するよう協力を依頼する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
	保健福祉事務所における相談体制の整備	生活保護や、ひとり親家庭支援策の活用など、被害者の自立に向けた相談に対応するため、必要に応じて市町や関係機関との協力、調整を行う。	◎保健福祉事務所
	警察における相談体制の整備・充実	被害者のニーズに応えられるよう、被害者支援に関して研鑽を積んだ警察職員が対応できるよう努めるとともに、関係機関との連携についても進める。	◎県警察本部人身安全・少年課 ◎県警察本部広報県民課
性暴力被害者のための相談体制の整備・充実	DV総合対策センター事業（相談事業）	「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」を中心に、性暴力被害者に対する相談支援を行うとともに、必要に応じて医療措置やカウンセリング等の支援を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、（性暴力救援センター・さが）
相談窓口や関係機関の周知・情報提供	DV総合対策センター事業（啓発事業）	広報誌やホームページ、マスメディアの活用等により、相談機関等の情報提供を行うとともに、市町に対しても周知を働きかける。 若年層の相談スタイルの変化に合わせ、SNS相談やメール相談に応じる「DV相談プラス」や全国共通短縮ダイヤルの周知・情報提供を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
相談員の育成とケアの充実	DV総合対策センター事業（研修事業）	相談員の専門性を高めるため、実践的な研修への参加促進や、研修内容の充実を図る。 また、スーパーバイザーによる研修等により相談員の心身のケアに配慮し、相談体制の充実に努める。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター） こども家庭課、女性相談支援センター、市町
外国語による相談体制の整備・充実		関係機関と連携し、通訳の手配を始め、やさしい日本語や多言語によるDV防止と相談対応に努める。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、国際課、女性相談支援センター、さが多文化共生センター、市町
心理的支援の充実	DV総合対策センター事業（相談事業）	公認心理師協会等と連携し、DV被害者の心の相談及び心理的支援の充実を図る。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、精神保健福祉センター、公認心理師協会
災害時の連携した相談支援		災害時の避難所や支援物資配布の際等において、DVや性被害等の相談窓口の周知や被害者からの相談に対応するなど、関係機関と連携した支援を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター） 危機管理防災課、社会福祉課、市町

目標3 安全な保護体制の確立

重点施策(1) 保護・支援体制の整備・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
一時保護中の被害者への支援体制の整備・充実		一時保護所等に入所するDV被害者の心身の安定を図り、女性相談支援員、心理判定員等関係職員が連携して支援を行う。	◎女性相談支援センター、こども家庭課
一時保護中の子どもへの学習支援等の充実		一時保護に同伴する子どもについて、児童相談所等と連携し、心身のケアや学習機会の提供など適切な支援を行う。	◎女性相談支援センター、こども家庭課、児童相談所
DV被害者支援民間団体による一時的及び中期的な避難場所に対する支援		DV被害者支援民間団体が被害者支援のために一時的な避難場所を設置運営する場合や中期的な支援に適した住宅を運営する場合、助言や情報提供など必要な支援を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課(DV総合対策センター)
外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備		外国人や高齢者、障害者等に対し、通訳体制の整備や虐待に関する相談、対応など、関連法に基づき支援体制の整備を推進する。	◎男女参画・女性の活躍推進課(DV総合対策センター)、◎女性相談支援センター、国際課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課

目標４ 被害者の自立に向けた支援体制の確立

重点施策（１） 自立支援体制の整備・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備	保健福祉事務所における生活保護や県生活自立支援センターにおける相談事業	関係機関は、福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない中長期にわたる支援ができるよう連携強化を図る。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、社会福祉課、こども家庭課、女性相談支援センター、児童相談所、保健福祉事務所、市町
他施策との連携・協働における支援体制の整備		就労支援・住居支援・ひとり親支援等、事情に応じ、他施策との連携・協働における支援体制を整備する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、◎女性相談支援センター、社会福祉課、こども家庭課、産業人材課、建築住宅課、保健福祉事務所、市町
法的支援の充実		被害者が離婚調停申立など法的手続を円滑に行うことができるよう、弁護士相談や弁護士費用の援助制度を利用する場合等の支援体制の整備を推進する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、◎女性相談支援センター、法テラス佐賀

重点施策（２） こどもへの支援体制の整備・充実

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
妊産婦や乳幼児に係る連携体制の強化		妊産婦の被害者や乳幼児を抱える被害者が、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、関係機関は市町と連携を行う。住民票登録地でなくとも、乳幼児健診や予防接種が受けられることについて情報提供を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、健康福祉政策課、こども家庭課、女性相談支援センター、市町
こどもの就学・保育等の受入体制の整備		こどもの就学・保育等の関係機関に対し、被害者の子どもが円滑に就学や保育ができるよう受入体制整備を働きかける。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、学校教育課、こども未来課、児童相談所、市町
こどものからだと心への支援の充実		DVの環境に置かれていたこどもは、面前DVや直接の暴力等により心身に深刻な影響を受ける。配偶者暴力相談支援センターは、児童相談所、市町要保護児童対策地域協議会、医療機関、学校等と連携し、こどもたちへの適切な支援が図られるよう働きかける。関係機関は、児童虐待防止に関する研修の実施や参加に取り組む。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、◎こども家庭課、◎女性相談支援センター、私立中高・専修学校支援室、こども未来課、生徒支援室、保健体育課、児童相談所、市町
こどもへの接近禁止命令への対応		保護命令におけるこどもへの接近禁止命令について、学校、保育所等に対し、制度の趣旨や概要の周知に努める。 また、加害者からこどもへの接触が想定される場合の対応等について、事前に学校等関係機関と情報を共有し被害者の支援を図る。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、◎女性相談支援センター、私立中高・専修学校支援室、こども未来課、こども家庭課、児童相談所、生徒支援室、市町

目標5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立

重点施策（1） 関係機関、団体等との連携強化

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化	DV総合対策会議	DV被害者等への支援体制の強化及び暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議を開催する。	◎男女参画・女性の活躍推進課 (DV総合対策センター)
支援に係るマニュアル等の整備及び活用促進		DV被害者や性暴力の支援に関わる相談員や関係機関の職員は、被害者の適切な対応を行うことが求められるため、「DV被害者支援マニュアル」「DV相談共通シート」「性暴力被害者支援マニュアル」等を改訂し、活用促進を図る。	◎男女参画・女性の活躍推進課 (DV総合対策センター)
法定協議会の設置		DV防止法の改正法に基づき、関係機関から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する協議会の設置に努め、被害者の支援に係る連携と情報交換等の円滑化を図る。	◎男女参画・女性の活躍推進課 (DV総合対策センター)
関係機関等におけるDV対策の推進	犯罪被害者等支援推進事業 (支援に携わる人材の育成)	法令の定めるところにより、暴力の防止、被害の発生を防止するために必要な啓発活動、具体的措置、被害者の一時的な保護など適切な支援等を行う。関係機関に対しては、DV被害や被害者支援に関して、講師派遣等による研修の機会を設けるよう努める。	◎男女参画・女性の活躍推進課 (DV総合対策センター)、◎女性相談支援センター、◎児童相談所、◎くらしの安全安心課、◎県警本部人身安全・少年課、◎県警本部広報県民課、市町

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
関係機関等における被害者支援の連携協力の促進	県・市町教育委員会及び学校、保育所等におけるDV対策の理解と協力	学校・保育所等において子どもを通してDVを発見した場合、被害者に対して、警察または配暴センター、市町への相談を促すよう働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、私立中高・専修学校支援室、子ども未来課、子ども家庭課、生徒支援室、女性相談支援センター、児童相談所、市町
	医師会及び医療機関等における被害者支援の理解と協力	医師や看護師等の医療関係者は、業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にある。医師会や医療関係者等に対し、DVへの理解の促進及び通報や相談を促すこと等について協力を依頼する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）
	弁護士会及び弁護士等における被害者支援の理解と協力	DV被害者への法的支援及び性暴力被害者支援の法律相談について、佐賀県弁護士会及び弁護士並びに日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携・協力する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）
	人権擁護機関におけるDV対策の連携強化	人権相談所などで相談を受け付けるほか、被害申告があった場合には、必要な援助や通告などの適切な措置をとるよう努める。 また、DV事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、配暴センターや警察等と連携を図りながら、被害者に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行う。 加えて、加害者に対する啓発等を行う。	◎佐賀地方法務局人権擁護課、佐賀県人権擁護委員連合会
DV被害者支援民間団体等との連携強化	DV総合対策センター事業（DV被害者支援民間団体等連携）	DV被害者支援民間団体等に対し、活動支援や助言・情報提供、人材育成などの支援に努める。 また、情報交換や相談員研修等への参加を促し、DV被害者支援に関する具体的事業等を協働できるよう連携強化を推進する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
関係機関に対する研修等の推進	市町等の窓口担当者等に対する研修の充実	市町等の窓口担当者等に対し、DVの特性や被害者の心理、立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、定期的な研修の実施を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
	DV被害者支援市町連携会議による情報の共有促進	DV被害者支援市町連携会議において、各市町及び関係機関における被害者対応についての課題を協議し、相互の認識を深めるとともに、情報の共有化と支援の際の連携を促進する。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、保健福祉事務所、女性相談支援センター、市町
	県職員に対する研修等の実施	県職員に対し、DVの基礎知識及び女性や障害者、外国人、LGBTs等の人権に十分に配慮することができるように研修や啓発等を実施する。	◎人権・同和対策課、男女参画・女性の活躍推進課
	医療関係者・法曹関係者・福祉関係者に対する研修の推進	被害者の早期発見と被害者への情報提供を進めるため、医師会・弁護士会・福祉関係部署等の協力を得て、専門職者に対し、研修の実施を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課

重点施策（２） 市町におけるDV対策の整備推進

取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
身近な行政主体としての施策の推進	女性のための市町出張相談	市町に対し相談窓口の充実を働きかける。 また、困難事例への出張相談を実施するなど市町への支援を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
市町DV基本計画の取組の推進		市町DV基本計画の策定や具体的取組の更なる促進を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
市町DV被害者支援マニュアル等の整備・充実		市町に対し、庁内連携や情報管理の徹底について定めたマニュアル等の整備・更新を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
住民基本台帳情報取扱部署における情報管理の徹底		住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が問題なく行われ、また、その他の住民基本台帳情報を取り扱う部署における諸手続において発生する被害者の住所変更や納付書の送付先等が加害者に漏れないよう、情報管理の徹底を働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、市町
既存の福祉施設等の柔軟な活用		被害者の状況に応じて、保育所や母子生活支援施設への入所、既存施設の柔軟な活用、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、市町が福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するように関係機関に対し働きかける。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、こども家庭課、保健福祉事務所、市町

重点施策（３） 加害者対応

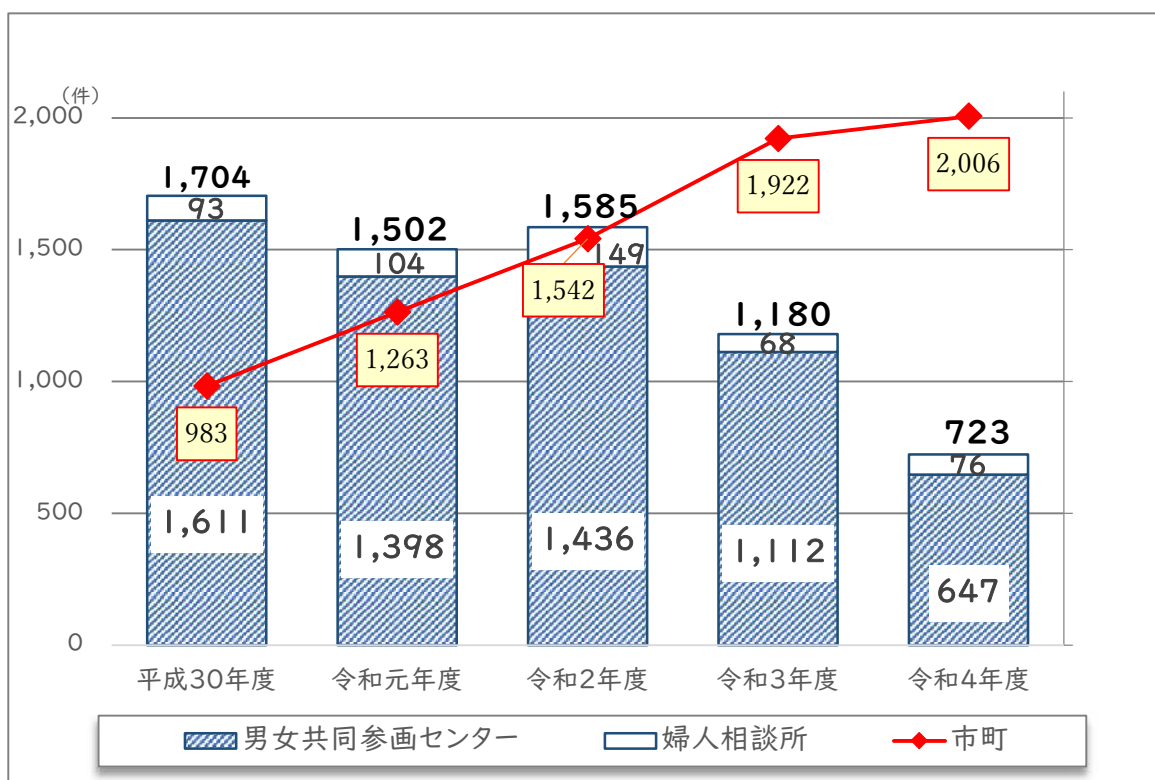
取組内容	事業名	事業内容	関係課/関係機関
警察による加害者への対応		被害者の安全確保のため、被害者の意思を踏まえ加害者を検挙するほか、加害者へ指導や警告を行うなど被害を防止するための積極的な措置を行う。	◎県警本部人身安全・少年課
配暴センターや一時保護施設等における警察への通報体制維持とその後の支援		加害者から被害者への追及の動きがある場合等は、配暴センター等関係機関が警察に迅速に通報できる体制整備を図るとともに、被害者の安全確保とその後の生活再建に向けた支援を行う。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、 ◎女性相談支援センター、 ◎こども家庭課、県警本部人身安全・少年課
加害者プログラムについての情報収集・提供		被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、国の動向を注視し情報収集・提供に努める。	◎男女参画・女性の活躍推進課（DV総合対策センター）、 こども家庭課

V 佐賀県におけるDV被害の現状

1 佐賀県配偶者暴力相談支援センター及び市町への相談状況

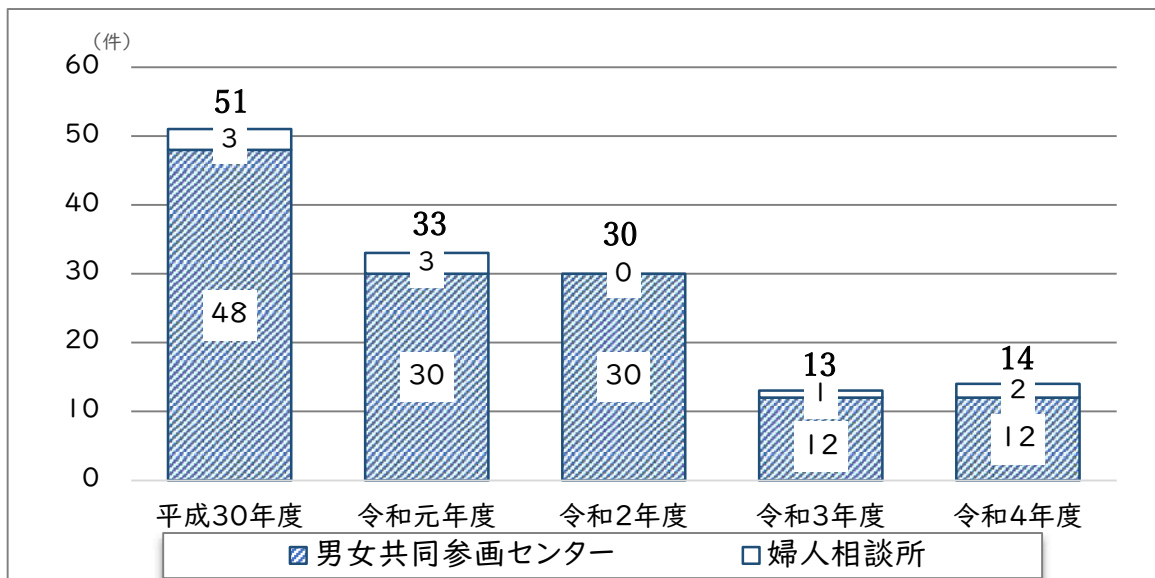
県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数（デートDVを除く。内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」）及び市町におけるDV相談件数は下記グラフ①のとおりで、令和4年度は723件と減少傾向にあります。市町への相談件数は増加傾向にあります。

①佐賀県配偶者暴力相談支援センター及び市町におけるDV相談件数の推移(単位:件)



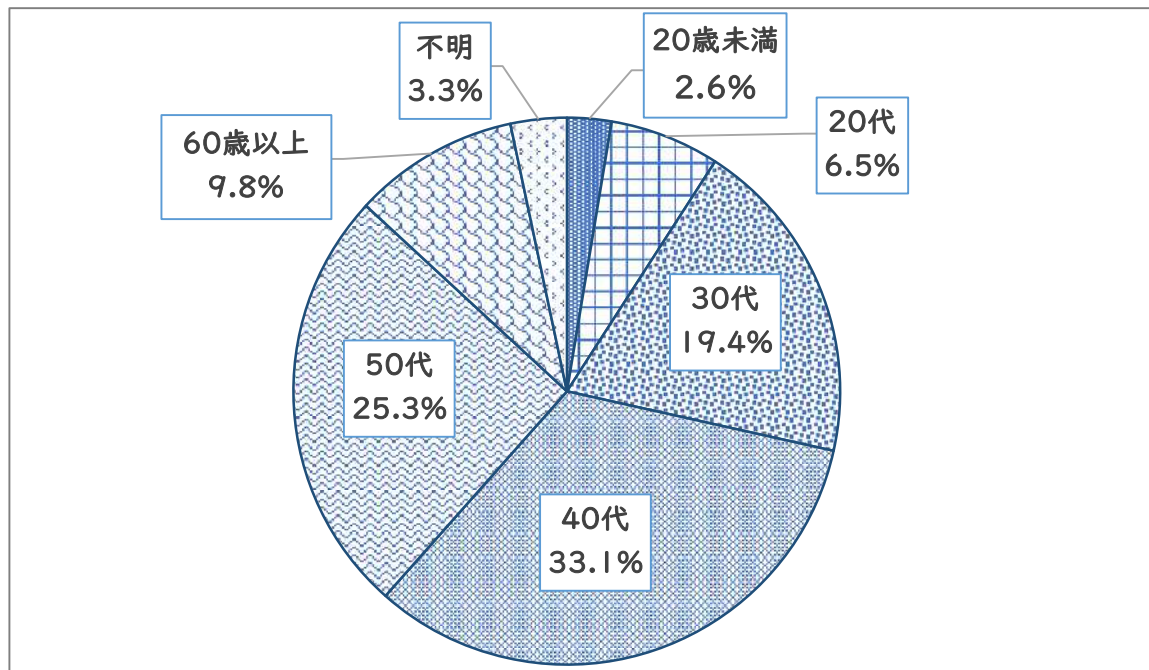
また、デートDV相談件数の推移については、下記グラフ②のとおり、令和4年度は、14件となっています。

②佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるデートDV相談件数の推移 (単位:件)



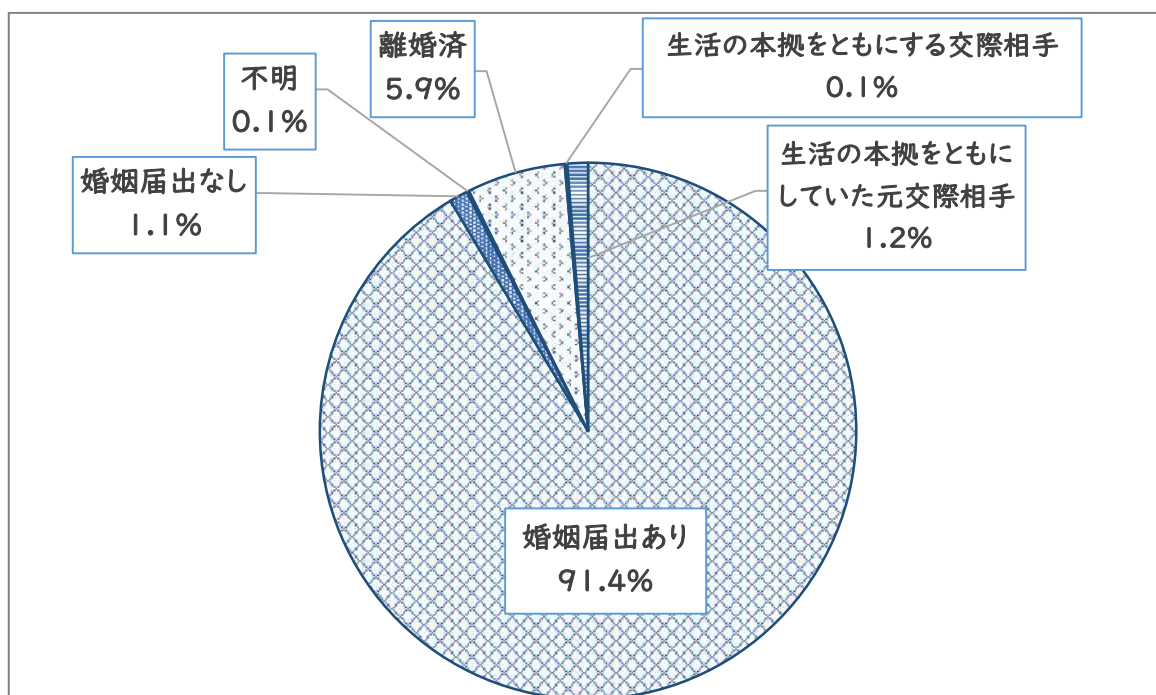
グラフ①の「佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数」について、被害者の年齢別では、下記グラフ③のとおり、「40代」が33.1%と最も多く、次いで「50代」が25.3%、「30代」19.4%となっています。

③令和4年度 被害者の年齢（佐賀県）



また、加害者との関係をみると下記グラフ④のとおり、「婚姻届出あり」が91.4%、「離婚済」が5.9%、「生活の本拠をともにしていた元交際相手」が1.2%となっています。

④令和4年度 被害者と加害者の関係（佐賀県）



2 佐賀県婦人相談所における一時保護の状況

一時保護入所者処理件数の状況をみると、下記表①のとおり、令和4年度は、20件となっています。

①一時保護入所者処理件数の推移(平成30年度～令和4年度)

(単位:件)

	受付件数	処理済人員	処 理 事 項											未処理	
			婦人保護施設入所	自立	帰宅	帰郷	病院	他の婦人相談所	民間団体	母子生活支援施設	他の社会福祉施設	入国管理局	その他		計
H 30	31	31	5	0	9	7	1	0	0	5	3	0	1	31	0
R 元	30	28	2	1	12	4	1	0	0	3	0	0	5	28	2
R 2	26	23	1	3	6	4	0	0	0	6	3	0	0	23	3
R 3	19	18	3	1	5	2	2	0	0	2	1	0	2	18	1
R 4	20	20	3	1	7	5	0	0	0	1	0	0	3	20	0

*「未処理」は、年度内に処理が完了せず、引き続き一時保護している件数

資料：佐賀県婦人相談所

また、年齢別一時保護人数の年代別状況をみると、下記表②のとおり、令和4年度は20～29歳が最も多くなっています。

②年齢別一時保護人数(平成30年度～令和4年度)

(単位:件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
H 30	0	4	1	6	12	4	4	0	31
R 元	0	3	4	12	7	1	3	0	30
R 2	0	0	6	8	3	3	6	0	26
R 3	0	0	5	3	3	3	5	0	19
R 4	0	0	9	4	2	0	5	0	20

資料：佐賀県婦人相談所

一時保護入所理由をみると、下記表③のとおり、平成 30 年度から令和 4 年度までのすべての年度で「夫等の暴力」が最も多くなっています。

③一時保護入所理由（平成 30 年度～令和 4 年度）

（単位：件）

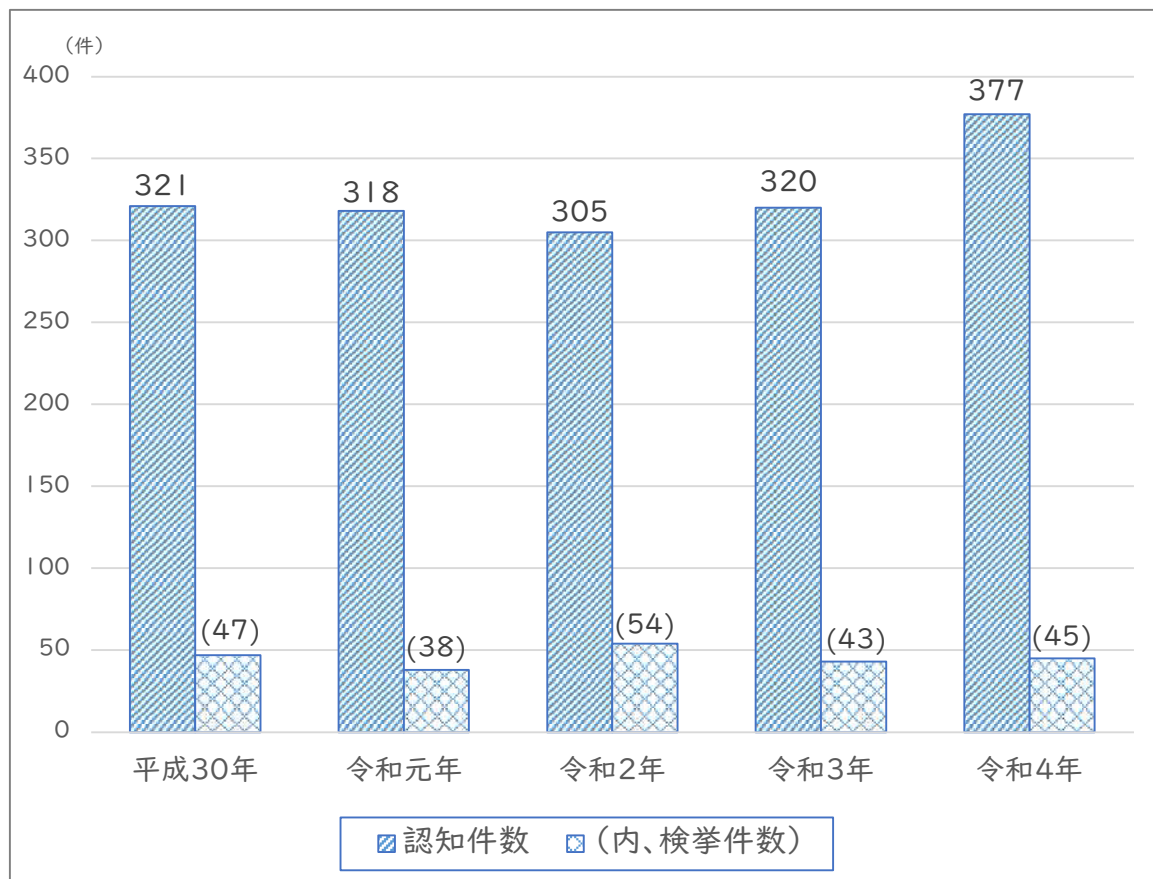
主 訴		H30	R 元	R2	R3	R4	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	18	10	16	11	10
		酒乱・薬物中毒	0	0	0	0	0
		離婚問題	0	0	0	0	0
		その他	0	1	0	0	0
	子 ど も	子どもの暴力	0	0	0	0	1
		養育困難	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	親 族	親の暴力	2	5	0	0	5
		その他の親族の暴力	2	2	1	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	交 際 相 手	交際相手の暴力	2	0	0	0	0
		同性の交際相手の暴力	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	ストーカー	0	0	0	0	0	
	家庭不和	3	6	2	1	0	
	その他の者の暴力	0	2	1	0	2	
	男女問題	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
	住居問題	0	0	0	0	0	
帰住先なし	4	4	6	5	1		
経 済 問 題	生活困窮	0	0	0	1	0	
	借金サラ金	0	0	0	0	0	
	求職	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
医 療 関 係	病気	0	0	0	0	0	
	精神的問題	0	0	0	0	0	
	妊娠・出産	0	0	0	1	0	
	その他	0	0	0	0	0	
年少者の性的課題	0	0	0	0	0		
売春強要	0	0	0	0	0		
暴力団関係者等による支配・依存	0	0	0	0	1		
5 条違反	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
計		31	30	26	19	20	

資料：佐賀県婦人相談所

3 佐賀県警察本部におけるDV事案の取扱件数の推移

第4次基本計画期間中の佐賀県警察におけるDV事案の認知件数及び検挙件数は、下記グラフ①のとおりで、令和4年の1年間ではDV認知件数が377件、そのうち検挙件数は45件となっています。

①DV事案の取扱状況



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

佐賀県DV総合対策会議設置要綱

(目的)

第1条 佐賀県DV総合対策センターの設置目的を達成するため、佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定する「佐賀県DV総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策会議は、別表に掲げる委員で構成する。

2 対策会議に、会長を置く。

3 会長は、佐賀県の男女共同参画施策を所掌する局の副局長をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 会長は、特定の事項を調査研究させるため、対策会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者をもって組織する。

(事業調整会)

第6条 会長は、特定の事項を実証・検討させるため、対策会議の承認を得て、事業調整会を置くことができる。

2 事業調整会は、会長が委嘱する者をもって組織する。

(事務局)

第7条 対策会議の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月20日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月5日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月22日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

佐賀県DV総合対策会議構成組織

別表（第2条関係）

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长
佐賀県医師会代表
佐賀県弁護士会代表
認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS代表
佐賀県人権擁護委員連合会会長
日本司法支援センター佐賀地方事務所事務局長
佐賀市市民生活部人権・同和政策・男女参画課男女共同参画室長
佐賀地方法務局人権擁護課長
佐賀地方検察庁首席捜査官
佐賀県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室長
佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課長
佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長
佐賀県教育委員会事務局保健体育課長
佐賀県健康福祉部福祉課長
佐賀県健康福祉部総合福祉センター所長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長
佐賀県立男女共同参画センター事業部長
佐賀県DV総合対策センター所長

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（以下「計画」という。）の策定に際し、専門的な調査研究を行い、計画に反映させるため、佐賀県DV総合対策会議設置要綱第5条の規定に基づき、佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長をもって充てる。

(部会長)

第3条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門部会)

第4条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 専門部会の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。但し、専門部会で決定した場合においてはこの限りではない。

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」（第5次計画）策定に伴う

会議等開催状況

日 程	会議等
令和5年 5月26日	第1回 佐賀県DV総合対策会議
令和5年 6月 9日	第1回 佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会
令和5年10月 3日	第2回 佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会
令和5年11月 1日	第2回 佐賀県DV総合対策会議（書面開催）
令和5年12月 8日～ 令和6年 1月 7日	パブリックコメント
令和6年 2月 2日	第3回 佐賀県DV総合対策会議
令和6年 3月13日	佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）決定

DV等対策におけるこれまでの取組

年度	佐賀県内の動き	法律関係等
平成12年度		・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布(5月)
平成13年度		・「DV防止法」の公布(4月)
平成14年度	・「県婦人相談所」と「県立女性センター(アバンセ)」を配偶者暴力相談支援センターに指定(4月)	
平成15年度		
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県DV総合対策センター」及び「佐賀県DV総合対策会議」を設置(4月) ・DV防止啓発カード、ポスター「あなたにもできることがあります」発行(8月) ・佐賀県における「配偶者等からの暴力に関する事例調査報告書」(民間団体ヒューマン・プランニング)発行(3月) ・国際ソロプチミスト佐賀DV被害者自立支援基金の創設(1月)(国際ソロプチミスト佐賀～平成24年度) ・「DV被害者対応マニュアル」発行(11月) ・「DV被害者対応マニュアル(概要版)」発行(12月) ・「保護命令申立て」手続きのしおり発行(1月) 	・改正「DV防止法」公布(6月)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止リーフレット「STOP THE DV」発行(1月) ・DV防止リーフレット「STOP THE DV(外国語版)」発行(1月) ・DV防止リーフレット「STOP THE DV(点字版)」発行(3月) ・「佐賀県医療機関DV等実態調査報告書」発行(3月) ・「佐賀県医療機関DV等実態調査報告書(概要版)」発行(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(概要版)」発行(3月) ・「佐賀県DV被害者の安全確保ガイドライン」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 発行(3月) ・「佐賀県におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の自立支援に関する調査報告書」(民間団体ワーキング・サポート・センター 黄色いりぼん)発行(3月) 	
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療関係者ハンドブック」発行(3月) 	
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?!」発行(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(7月) ・国の基本方針施行(1月)
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生向け予防教育開始 ・DV未然防止教育開始 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(改定版)」策定(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(改定版)概要版」発行(3月) 	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害者対応マニュアル(改定版)」発行(4月) 	
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子プログラムの実施 ・「デートDV防止ハンドブック」発行(6月) 	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?(改定版)」発行(4月) ・男性総合相談「男性のための電話相談」カード発行(4月) ・一時保護中の子ども向け絵本「たまごになっちゃった?!」発行(6月) ・一時保護中の子ども向け絵本「たまごになっちゃった?!(副読本)」発行(6月) 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度中学生向け予防教育事業報告書「からだ・いのち・こころ」発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さがmirai)開設(7月) ・性暴力救援センター・さが(さがmirai)リーフレット発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さがmirai)カード発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さがmirai)ポスター発行(2月) ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?(一部改定版)」発行(3月) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム「学校と家庭」発行(3月) 	
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・男性総合相談「男性のための電話相談(改定版)カード」発行(4月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット・カード(一部改定版)発行(5月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(第3次計画)」策定(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(第3次計画)概要版」発行(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(7月) ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(7月)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県性暴力被害者支援事業マニュアル」発行(4月) ・DV被害者支援マニュアル改定(3月) 	
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット・カード(一部改定版)発行(5月) ・小学生向け予防教育開始(6月) ・「アバンセ女性総合相談」カード発行(8月) ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?(一部改訂版)発行(9月) ・「女性に対する暴力をなくす運動」横断幕作成(11月) 	
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止ハンドブック(一部改定版)発行(6月) ・DV未然防止調査結果パンフレット発行(3月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット(一部改定版)発行(3月) 	
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制整備専門部会開催(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑法の一部を改正する法律」(6月)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・男性総合相談「面接相談」開始(4月) ・「LGBTに関する相談」開始(4月) ・「佐賀県性暴力被害者支援事業マニュアル」一部改定(10月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)シール発行(2月) ・「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画)」策定(3月) 	

平成31年度 令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力救援センター・さが(さがmirai) シール改訂版発行(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(6月)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止ハンドブック(一部改定版)発行(3月) ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?(一部改定版)」発行(3月) 	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校向け予防教育開始(2月) 	
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(5月)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力救援センター・さが(さがmirai) シール改訂版発行(4月) ・性暴力救援センター・さが(さがmirai) リーフレット改定版発行(11月) ・「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第5次計画)」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(5月) ・「刑法の一部を改正する法律」公布(6月)

